

(仮称) 寒川町自殺対策計画の策定について

経過について

我が国の自殺者数は、平成10年から年間3万人を超える深刻な状態が続きました。しかし、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策に取り組んできた結果、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。しかしながら、人口10万人当たりの自殺死亡率は世界の主要7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超える深刻な状況にあります。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総括的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。

(改正後の流れ)

- 平成28年の自殺対策基本法の改正（平成28年4月1日施行）により、都道府県や市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられる。

自殺対策基本法（抜粋）

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 自殺対策基本法の改正を受け、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成29年7月に全面改定となる。
- 平成30年3月神奈川県が「かながわ自殺対策計画」を策定する。
（本計画策定に伴い、平成23年3月に策定した「かながわ自殺総合対策指針」は廃止。）
- 平成30年度から各市町村で、市町村自殺対策計画の策定が始まる。
- 寒川町においても、令和元年度中に計画を策定。

（参考）寒川町の自殺者数

（人）

	H26	H27	H28	H29	H30	合計	平均
自殺統計 自殺者数 （自殺日・住居地）	8	9	4	10	4	35	7.0

※自殺統計…警察庁が公表する自殺者についてのデータ。